

令和5年度 ライフサイエンススタートアップ・エコシステム^{※1}構築推進事業 仕様書

事業名称：ライフサイエンススタートアップ・エコシステム構築推進事業

委託期間：契約締結日から令和6（2024）年3月29日

1 事業の趣旨・目的

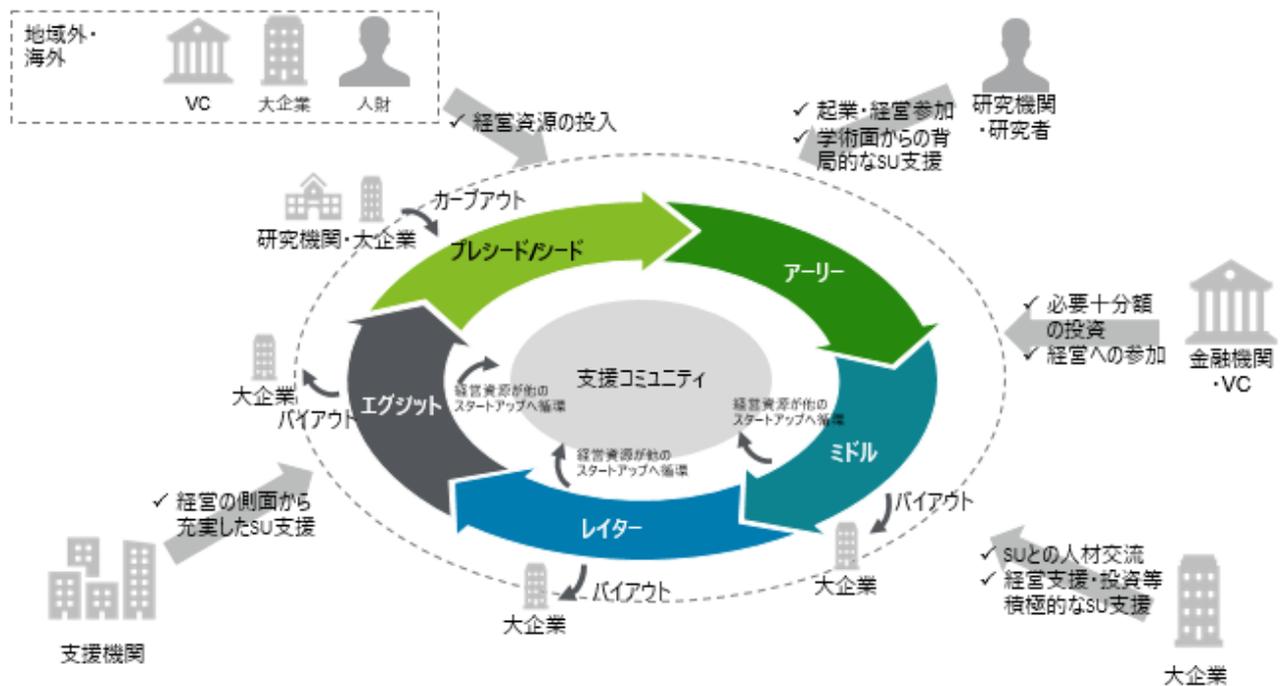
大阪府では、健康・医療関連産業の「リーディング産業化」をめざし、創薬を中心に拠点構築を図る「彩都」、健康・医療の拠点構築を進める「健都」、再生医療など未来医療の産業化を推進する「中之島」の3拠点（以下「3拠点」という。）をはじめとする、大阪府域の産学官が連携した大阪独自のライフサイエンススタートアップ・エコシステム（以下「LSS・ES」という。）の構築をめざしています。

これまで、LSS・ESの構築に向け、大阪府内のライフサイエンススタートアップの現状・課題の調査や、3拠点でレンタルラボを運営する事業者をはじめとするライフサイエンス分野に関連する産学官へのヒアリング等を実施し、関連産学官が連携した3拠点ネットワーク協議会（以下「3拠点ネットワーク」という。）における協議を踏まえ、LSS・ESを実現するためのアクションプラン（Ver. 1.00）（参照：<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/40218/00426563/staecoactionP.pdf>）を策定しました。

そこで、策定したアクションプランに基づき、ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・ベンチャーの起業及び成長を促進するため、関連産学官のネットワーク連携を強化し、LSS・ES発の成功事例創出に向けた取組みを推進することを目的に本事業を実施します。

【LSS・ES構築アクションプランで示す「LSS・ESのめざす姿」】

LSS・ESのめざす姿



※1 ライフサイエンススタートアップ・エコシステム

ライフサイエンス分野のスタートアップ等の成功事例やそれを支える様々な機関や仕組みの存在が、今後この分野に挑戦しようとする人材・企業と投資を呼び込み、それらの成功がさらなる人材・企業・投資を呼び込み、さらにイノベーションが加速していく状態。

2 委託業務の内容

本事業では、3拠点ネットワークの運営を通じ大阪府内のライフサイエンス産業の活性化の在り方や各拠点で実施している支援施策の連携等について協議し、府内ライフサイエンス分野のスタートアップ※²（以下「府内LSS」という。）の成長を促すためのビジネスマッチング機会創出策の検討・実施や、3拠点をはじめとする府内ライフサイエンス産業拠点の認知度向上のためのPR活動を企画・実施する。また、府内LSSの現状を把握するための調査を実施したうえで、LSS・ES発の成功事例創出に向け効果的な施策を展開するため、海外のライフサイエンス分野の市場調査を行う。具体的には、アクションプランで示す取組の方向性や活動目標を十分に理解したうえで、下記（1）～（5）の業務を実施する。

なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と企画提案等を調整した上で確定する。

※2 府内ライフサイエンス分野のスタートアップ（府内LSS）

大阪府内に本社機能を有し、事業内容が「創薬・バイオ」、「医療機器」、「ヘルスケア」、「ライフサイエンスに関わるその他分野」に該当している、会社設立から20年以内の事業者。

【各カテゴリーの目的と目標】

<p>創業・経営支援</p> <p>起業環境の整備によるSU創出・事業化支援</p>	<p>目的</p> <p>SUが起業・事業拡大するにあたって必要となる経営資源の獲得を容易にし、積極的な起業とスムーズな成長を支援する</p>
	<p>活動目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シーズとビジネスニーズのマッチング施策の整理、拡充⇒（1）（2） ・ 起業・事業拡大に際して必要となる環境整備、経営資源の提供 ・ SUへのアンケート・ヒアリングを通じた、SUが必要とする支援内容の把握⇒（4）
<p>情報流通</p> <p>情報の適切な整理・発信によるビジネスの加速</p>	<p>目的</p> <p>ES内のシーズとニーズをわかりやすく整理・発信することでビジネス化を加速すると同時に、研究成果や事業の成功事例を対外発信することで投資を促進する</p>
	<p>活動目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官金の情報交流、意見交換の場の整理、拡充⇒（1） ・ 国内外に向けた情報発信施策の実施⇒（3）（5）
<p>規制適応</p> <p>行政の積極支援による経済活動の促進</p>	<p>目的</p> <p>SUの創業・事業拡大に向けた優遇処置と、大企業がSUと連携する際のインセンティブ等を設定することで活発な経済活動を促す</p>
	<p>活動目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SU向け優遇施策の企画、推進 ・ 大企業向けSUとの連携促進事業の企画、推進

（1）3拠点ネットワークの事務局運営（アクションプランP25「3拠点の有機的連携の推進」参照）

大阪府内のライフサイエンス産業の活性化の在り方や、それぞれの機関が実施する支援施策の連携等を検討するため、3拠点関連産学官においてLSS・ES構築に向け必要な支援施策や連携策について意見交換等を行う協議会（3拠点ネットワーク）の事務局機能を担い、会議資料の作成や意見

をとりまとめるなど、大阪府と連携し、円滑な運営につとめること。なお、3拠点ネットワークの開催に当たり、LSS・ES構築に向け連携を強化することが効果的であると考えられる団体等に参画・協力を仰ぐこと。また、既存の各機関による支援施策や不足している機能、各種支援が連携することにより期待される相乗効果等を調査し、3拠点ネットワークにおいて各機関の連携に向けた議論を促進すること。

[事務局運営の具体例]

- ・ 議題の設定、会議資料作成、会議会場の手配、参加者への連絡・出欠確認、開催案内など
- ・ 会議の進行
- ・ 議事概要の作成
- ・ 議論に必要となる調査の実施

(参考：事務局運営における大阪府と受託事業者の役割分担) ●担当 △必要に応じ担当

項目		大阪府	事業者
準備	会議の開催の決定（議題の設定）・主催		●
	会議資料作成		●
	会議会場の手配（府の会議室等を使用する場合は、府が手配）	△	●
	参加者への連絡・出欠確認		●
開催	会議の進行		●
開催後	議事概要の作成		●
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理）		●

【提案を求める事項】

- ・ 3拠点ネットワークの運営（開催方法、場所、議論すべきテーマ、スケジュール（時期、回数等））及び持続的に運営するための手法
- ・ アクションプランで示したLSS・ES構築に向け3拠点ネットワークに参画を仰ぐことが効果的であると考えられる団体等及びその理由並びに参画を促す手法及びその理由
- ・ 既存の支援施策や不足している機能、連携により期待される相乗効果等の調査手法及びその手法が効果的であるとする理由
- ・ アクションプランを踏まえ想定する、令和5年度中に協議会の中で達成する目標

(2) 府内LSSの成長に資するビジネスマッチング機会創出策の検討・実施（アクションプランP26「ニーズとシーズのマッチング」参照）

府内LSSが参加可能な既存のビジネスマッチングイベントについて、既存イベントの目的、参加者の業種、実施手法等といった特徴について調査を行い、各イベントの特徴を比較できるとりまとめること。当該調査や後述の府内LSS調査、海外市場調査の結果等を踏まえ、府内LSSに既存のマッチングイベントへの参加を促す施策や、府が実施する既存のマッチングイベントに導入すべき新たな要素の検討・実施等、府内LSSの成長に資するビジネスマッチング機会を創出するための施策を実施すること。

検討・実施に当たっては、アクションプランで示す短期目標である「LSS・ESにて創出されたSUより、後続企業のベンチマークとなる成功事例を導出する」ことを見据え、既存スタートアップ

プの成長に寄与する施策となるよう、(1)の協議会で議論すること。

【LSS・ESのビジョンと取組みの方向性】

ビジョン	産学官の強みを融合し、最先端医療都市大阪を実現する活動基盤		
	 産 先進的医薬品関連企業と高い技術を持つものづくり企業が集積している	 学 3拠点の研究機関、大阪大学等を中心に有望な研究シーズを保有している	 官 3拠点の形成、Bioct、SU・ES拠点形成等、国内外の知名度・ネットワークがある
超高齢化時代に向けて、大阪府が持つ産学官全てのポテンシャルを動員し、高度な医療技術や新薬創出、一人一人の生活に寄り添った健康管理サービスなど新たな価値を生み出す企業を育むベースとなることを目指します 【短期目標】LSS・ESにて創出されたSUより、後続企業のベンチマークとなる成功事例（製品の開発・販売による売上獲得）を導出する			
取組みの方向性	ビジョンの実現に向けて、ライフサイエンス分野のSUが起業・事業拡大にあたって必要とする3つの要素のカテゴリーで取組方針を定めます		
	3つのカテゴリー	1. 起業環境の整備によるSU創出・事業化支援 【創業・経営支援】 1-1.ヒトの充足：ライフサイエンス分野での創業・経営が可能な経営人材、研究者の確保 1-2.モノの充足：SUの成長に必要なハード（ラボ等の物理的資源）とソフト（経営支援施策）の整備 1-3.カネの充足：経営資金を獲得するための機会創出 2. 情報の適切な整理・発信によるビジネスの加速 【情報流通】 ES内でのシーズ・ニーズ情報の流通、地域内外への成果・アイデアの発信 3. 行政の積極支援による経済活動の促進 【規制適応】 SUの起業・事業拡大に資する規制緩和、インセンティブ設定等の特別処置	

【提案を求める事項】

- ・ 府内 LSS が参加可能な既存のビジネスマッチングイベントの調査内容及び手法
- ・ 現時点で想定する府内 LSS の成長に資するビジネスマッチング機会を創出するための施策
- ・ 前述の施策が府内 LSS の成長に寄与すると考える理由
- ・ 府内 LSS を前述の施策に参加させるための手法

(3) 府内ライフサイエンス産業拠点の PR 活動の企画・実施（アクションプラン P27「情報の収集・整理・発信」参照）

後述の府内 LSS の現状に関する調査や、海外市場調査の結果を踏まえ、府内外から府内 LSS への投資促進につながる府内ライフサイエンス産業拠点の認知度向上に資する PR の方法を企画・実施すること。企画・実施に当たっては(1)の協議会においてより効果的なものとなるよう、意見交換を行うこと。

【提案を求める事項】

- ・ 現時点で想定する効果的な PR の内容及び具体的な方法（チラシ、ホームページ作成 等）、PR 活動を実施する場、対象
- ・ 当該 PR 活動を実施することにより期待される効果及びその理由
- ・ 当該 PR 活動による効果検証手法

(4) 府内 LSS の現状を把握するための調査（アクションプラン P27「情報の収集・整理・発信」参照）
 (1)のネットワークにおいて今後の方向性や重点的に行うべき支援等を検討するため、府内

LSS の数、事業内容、規模、事業化ステージ等、各事業者の現状を把握するための調査を実施し、調査結果の取りまとめや府内 LSS の特徴について整理を行うこと。なお、府内 LSS の域外流出防止や、府内への新規参入のきっかけとなる有益な支援策を検討することを踏まえ、既存の府内 LSS が実際に必要としている支援ニーズや、LSS・ES に期待する支援について調査を行うこと。特に後述の海外市場調査の参考にするため、少なくとも調査時点で海外展開や現地法人化を検討している事業者 6 者（創薬・バイオ 3 者以上、ヘルスケア 3 者以上）に対しヒアリングを実施すること。

【提案を求める事項】

- ・ 今後の重点的に実施すべき支援を検討するために必要と考えられる具体的な調査項目
- ・ 前述の項目を調査するための実施手法
- ・ 前述の調査項目や実施手法が、府内 LSS の現状を把握するために効果的である理由
- ・ 現時点で想定するヒアリング対象の候補及びその理由

(5) LSS・ES 発の成功事例創出に向けた海外のライフサイエンス分野の市場調査（アクションプラン P27「情報の収集・整理・発信」参照）

(4) の調査結果を踏まえ、府内 LSS の海外展開検討や、海外から府内 LSS への投資を促すため、海外ライフサイエンスクラスターにおける市場の状況やニーズ、トレンド、法規制、現地の支援者等について調査を実施し、その結果をとりまとめること。調査を実施する地域は、ライフサイエンス分野の市場規模が大きく、ライフサイエンススタートアップが多く誕生している等、府内 LSS の進出可能性が高い複数の地域とすること。

【提案を求める事項】

- ・ 海外市場調査を実施する項目（市場規模、現地法人ニーズ 等）及びその実施手法
- ・ 前述の実施項目が海外市場における府内 LSS の展開検討や、海外からの投資を促す施策を検討するうえで効果的であるとする理由
- ・ 現時点で想定する市場調査を行う地域及びその理由

(6) その他

(1) ～ (5) 以外に本事業を効果的・効率的に実施するための取組みがあれば提案すること。

3 事業実施体制等

業務を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

【提案を求める事項】

- ・ 事業実施体制
- ・ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、

専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など)
・ 契約締結時期（6月頃を想定）から令和6（2024）年3月末までの想定スケジュール

4 委託金額の上限

9,568,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

※契約締結後、事業開始

※契約後は定期的に打ち合わせを実施

令和5（2023）年9・11月末 中間報告

（9月：府内LSS調査・海外市場調査の結果等、

11月：ビジネスマッチング機会創出、PR活動の進捗等）

令和6（2024）年3月末 最終報告書の提出

6 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、業務実施計画を提出し、適宜、委託事業の実施状況を書面または口頭により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

7 委託事業の一般原則等

- （1）業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- （2）業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- （3）本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- （4）事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 その他

- （1）本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- （2）企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （3）業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- （4）納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- （5）報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式またはパワーポイント形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。